

(4) 行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>なにわ北府税事務所</p>	<p>行政財産の使用料は使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、平成29年度分の使用料について使用開始の日前（平成28年度末）までに使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="495 562 1659 764"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>平成29年度分納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下ケーブル敷設</td> <td>平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>3,600円</td> <td>平成29年7月31日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	平成29年度分納付日	地下ケーブル敷設	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	3,600円	平成29年7月31日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 （納付の時期） 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。 （以下略）</p> </div>	<p>行政財産使用料の徴収について、今後、事務手続の漏れ等を防ぐため、事務処理確認表を作成し手続状況を管理するなど、行政財産使用料条例に基づく適正な事務処理に努める。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	平成29年度分納付日								
地下ケーブル敷設	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	3,600円	平成29年7月31日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
岸和田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、納期限を使用開始の日以降に定め、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1673 686"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 512 869 581">使用目的</th> <th data-bbox="869 512 1205 581">使用許可期間</th> <th data-bbox="1205 512 1397 581">年間使用料</th> <th data-bbox="1397 512 1673 581">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 581 869 686">落橋防止工設置の進入路</td> <td data-bbox="869 581 1205 686">平成28年8月22日から平成29年1月31日まで</td> <td data-bbox="1205 581 1397 686">10,900円</td> <td data-bbox="1397 581 1673 686">平成28年9月21日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	落橋防止工設置の進入路	平成28年8月22日から平成29年1月31日まで	10,900円	平成28年9月21日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。 (以下略)</p> </div>	<p>行政財産使用料の徴収事務について、直ちに、該当グループにおいて、情報の共有と再発防止の確認を行った。</p> <p>また、所内課長会議で報告し、あらためて、該当するグループ職員をはじめ、事務所全体に再発することのないよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は行政財産使用条例に基づき、適正な事務処理の執行に努める。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
落橋防止工設置の進入路	平成28年8月22日から平成29年1月31日まで	10,900円	平成28年9月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月20日）